

第38期定時株主総会 招集ご通知

株主総会資料の電子提供に関して

本株主総会から株主総会資料の電子提供制度が適用されることとなりましたが、株主様によりご理解をいただけますよう書面交付請求の有無に関わらず、一律に従来どおりの書面をお送りしております。

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階 平安の間
(裏表紙の会場ご案内図をご参照ください)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第38期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44



証券コード 2818
(発送日) 2023年6月8日
(電子提供措置開始日) 2023年6月2日

株主各位

福岡市中央区天神三丁目4番5号

株式会社 **ピエトロ**

代表取締役社長 高橋泰行

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下の各ウェブサイトにも株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

① 当社ウェブサイト

<https://www.pietro.co.jp/company/ir/shareholders/meeting.php>

② 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名に（ピエトロ）またはコードに（2818）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、縦覧書類にある「株主総会招集通知／株主総会資料」をご覧ください。



当社



東京証券取引所

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら5頁からの株主総会参考書類をご検討いただき、3頁以降に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、**2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時** 2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）
- 2 場 所** 福岡市博多区下川端町3番2号
ホテルオークラ福岡 4階 平安の間
（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください）

3 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 第38期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第38期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

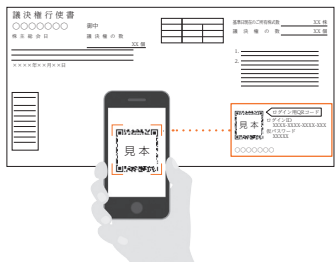
- 当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項のうち、本株主総会招集ご通知には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」を記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- その他、株主様へのご案内事項につきましては、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

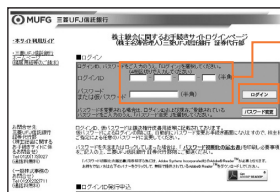


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

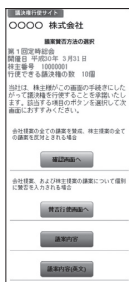
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

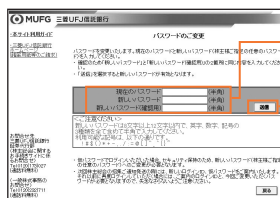


「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワ
ード」を入力
「送信」を
クリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の重要な課題の1つと考えており、中長期的な視野のもと企業体質の強化と事業の拡充を図りながら、安定配当を行うことを基本方針とし、さらに業績に対応する株主還元を目指しています。

第38期の期末配当金につきましては、後記事業報告に記載のとおり当期純損失を計上する結果となりましたが、安定配当を念頭に当初の計画どおり、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円

総額 145,453,728円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって現任取締役8名全員の任期が満了となります。
つきましては、改めて取締役8名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況
1	にしかわ けいこ 西川 啓子 再任	代表取締役会長	91% (11/12回)
2	たかはし やすゆき 高橋 泰行 再任	代表取締役社長	100% (12/12回)
3	みやがわ しんいち 宮川 慎一 再任	代表取締役専務取締役	100% (12/12回)
4	あいぞの よしのぶ 相菌 好伸 再任	取締役	100% (12/12回)
5	たしま じゅん 田島 潤 新任	執行役員サポート本部長	—
6	たかた きよた 高田 聖大 再任 社外	社外取締役	100% (12/12回)
7	かまだ ゆうこ 鎌田 祐子 再任 社外 独立	社外取締役	100% (12/12回)
8	たかはし やすのり 高橋 康德 再任 社外 独立	社外取締役	91% (11/12回)

1

にしかわ
西川けいこ
啓子

(生年月日 1948年10月22日生)

再任

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1980年12月 洋麺屋ピエトロ創業
 1985年 7月 当社 専務取締役
 2002年 6月 当社 専務取締役顧客室長
 2008年 3月 当社 取締役執行役員レストラン事業部長
 2010年 4月 当社 取締役お客様満足度向上担当
 2015年 4月 当社 専務取締役お客様本部長
 2017年 4月 当社 代表取締役副社長
 2017年 4月 当社 代表取締役会長（現任）

当社株式所有数 228,346株

取締役候補者とした理由

西川啓子氏は、当社の前身である「洋麺屋ピエトロ」を故村田邦彦氏と共同創業し、企業理念である「味にこだわりお客様を大切にする」を実践し、かつ経営にも参加して、これまで当社を築いてきました。2017年4月からは代表取締役会長に就任し、経営の重要事項の決定および監督を適切に行っており、同氏が企業価値の向上を継続できると判断いたしましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

たかはし
高橋やすゆき
泰行

(生年月日 1964年12月4日生)

再任

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1999年10月 当社入社 社長室長
 2006年 6月 当社 取締役執行役員ビジネス推進室長兼社長室長
 2008年 3月 当社 常務取締役執行役員営業企画部長
 2011年 4月 当社 常務取締役執行役員営業本部長兼通信販売事業部長
 2015年 4月 当社 常務取締役市場開発部長兼レストラン事業部管掌兼製造部管掌
 2017年 4月 当社 専務取締役
 2017年 4月 当社 代表取締役社長（現任）
 ANGELO PIETRO, INC. 代表取締役社長（現任）
 PIETRO NORTH AMERICA, INC. Chairman（現任）

当社株式所有数 29,723株

取締役候補者とした理由

高橋泰行氏は、社長室長をはじめ営業企画部長、営業本部長などを歴任し、当社の経営に関して、大いにその実力を発揮し、2017年4月からは代表取締役社長に就任し、経営の重要事項の決定および監督を適切に行っており、同氏が企業価値の向上を継続できると判断いたしましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

みやがわ
宮川 慎一

しんいち

(生年月日 1956年3月13日生)

再任

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1979年4月 日清製油(株)入社
 2004年7月 日清オイリオグループ(株) 執行役員東京支店長
 2007年6月 同社 執行役員ヘルシーフーズ事業部長
 2008年6月 当社 社外取締役
 2011年6月 当社 社外取締役退任
 2011年6月 日清オイリオグループ(株)退職
 日清物流(株) 代表取締役社長
 2014年12月 同社 取締役退任
 2015年1月 当社入社 執行役員経営推進本部部長
 2015年4月 当社 執行役員食品事業本部長
 2015年6月 当社 常務取締役食品事業本部長
 2017年4月 当社 代表取締役専務取締役 営業部門管掌 食品事業本部長
 2019年4月 当社 代表取締役専務取締役（現任）

当社株式所有数 27,723株

取締役候補者とした理由

宮川慎一氏は、長年にわたり食品業界で培った豊富な経験と実績から、当社事業の業容拡大に大いに寄与しており、2017年4月からは代表取締役専務取締役として事業推進全般を管掌し、経営の重要事項の決定および監督を適切に行っており、同氏が企業価値の向上を継続できると判断いたしましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4

あいぞの
相蘭 好伸

よしのぶ

(生年月日 1969年9月9日生)

再任

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1994年7月 当社入社 レストラン事業部
 2009年3月 当社 レストラン事業部長
 2011年3月 当社 執行役員レストラン西日本営業部長
 2012年1月 当社 執行役員レストラン事業部長
 2017年6月 当社 取締役レストラン事業部長
 2019年4月 当社 取締役レストラン担当
 2020年4月 当社 取締役（現任）

当社株式所有数 3,561株

取締役候補者とした理由

相蘭好伸氏は、長年にわたりレストラン事業の業務に幅広く携わり、「味にこだわりお客様を大切に」という企業理念を忠実に引き継ぐ者として、同事業をはじめ、新規事業の開拓に努めるなど大いにその実力を発揮してきました。今後とも経営に参加し、これからの事業拡大など、社業の発展に貢献できると判断いたしましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

たしま
じゅん
田島 潤

(生年月日 1972年7月12日生)

新任

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1996年4月 当社入社
 2008年4月 当社 レストラン事業部 課長
 2014年4月 当社 人事・総務部 課長
 2019年4月 当社 人事・総務部長
 2020年4月 当社 執行役員 人事・総務部長
 2022年3月 当社 執行役員 サポート本部長（現任）

当社株式所有数 1,001株

取締役候補者とした理由

田島潤氏は、当社入社以来、レストラン事業における長年の経験があり、新業態の立ち上げなどの功績ほか、人事・総務部門の責任者として、人事制度改革や人材育成に携わり、大いにその実力を発揮してきました。こうした経験と実績から、これからの社業の発展に貢献できると判断いたしましたので、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

6

たかた
きよた
高田 聖大

(生年月日 1954年1月5日生)

再任

社外

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1978年4月 (株)西日本相互銀行（現、(株)西日本シティ銀行）入行
 2003年6月 同行 経営政策室長
 2005年4月 同行 箱崎支店長
 2006年6月 同行 執行役員秘書部長
 2007年6月 同行 取締役
 2012年6月 同行 取締役専務執行役員
 2015年6月 当社 社外取締役（現任）
 2016年6月 (株)西日本シティ銀行 代表取締役副頭取（現任）
 2016年10月 (株)西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員（現任）

重要な兼職の状況

(株)西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員
 (株)西日本シティ銀行 代表取締役副頭取

当社株式所有数 一株

社外取締役在任年数（本総会最終時）8年

取締役会の出席状況（2022年度） 12/12回（100%）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高田聖大氏は、長年にわたり(株)西日本シティ銀行に勤務され、2016年6月から同行の代表取締役副頭取に、また、2016年10月からは(株)西日本フィナンシャルホールディングスの取締役執行役員に就任され、その豊富なご経験から当社経営全般にわたり監督や助言をいただき、意思決定の妥当性や適正性を確保するための役割を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

7

かまだ
鎌田 祐子

ゆうこ

(生年月日 1965年5月12日生)

再任

社外

独立

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1991年5月 (株)岩田屋（現、(株)岩田屋三越）入社 食品ディレクションディレクター
 1998年5月 同社退職
 1998年5月 当社 商品およびレストランメニュー開発の社外アドバイザー
 2003年5月 (有)エーイーエスジャパン（現、AES JAPON(株)）取締役副社長（現任）
 2015年11月 (株)NICOLAS CHATEAUX 代表取締役社長（現任）
 2020年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

AES JAPON(株) 取締役副社長
 (株)NICOLAS CHATEAUX 代表取締役社長

当社株式所有数 一株

社外取締役在任年数（本總會終結時）3年

取締役会の出席状況（2022年度）12/12回（100%）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

鎌田祐子氏は、ワインの輸入販売および洋食レストランの経営者として、食に関するグローバルな知見を有しており、また、過去に社外アドバイザーとして当社の商品およびレストランメニューの開発に携わり、当社事業に関する理解も深く、有意義なご意見やアドバイスをいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

8

たかはし
高橋 康徳

やすのり

(生年月日 1972年5月30日生)

再任

社外

独立

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1996年4月 (株)テレビ西日本入社 報道部所属
 2004年3月 同社退職
 2004年5月 スピンアウト(有)（現、スピンアウト(株)）代表取締役社長（現任）
 2005年2月 同社の事業として、インターネットテレビ局カウテレビジョンを開局
 2007年9月 インターネットテレビ局カウテレビジョンを分社化
 (株)カウテレビジョン 代表取締役社長（現任）
 2020年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

(株)カウテレビジョン 代表取締役社長

当社株式所有数 一株

社外取締役在任年数（本總會終結時）3年

取締役会の出席状況（2022年度）11/12回（91%）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋康徳氏は、創成期のインターネットテレビ局の開拓者として、商品やサービスに特化したドキュメンタリー映像制作に携わり、これまで多くの経済界を代表する企業経営者への取材を通じて、起業家精神や事業成功への秘訣など幅広い知見や多角的視点を有しており、当社事業に対する有意義なご意見をはじめ、公正かつ客観的な視点での監督や助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 取締役候補者と当社との特別な利害関係について

- (1) 高田聖大氏は、(株)西日本フィナンシャルホールディングスの取締役執行役員および同グループ会社である(株)西日本シティ銀行の代表取締役副頭取を兼務しております。同行は当社の大株主であり、当社の主要な借入先としての取引関係があります。なお、2023年6月開催予定の同ホールディングスおよび同行の定時株主総会の終結の時をもって、同氏は、両社ともに任期満了により退任される予定であります。
 - (2) 当社は、鎌田祐子氏と1998年5月から2002年7月まで、当社商品およびレストランメニュー開発における社外アドバイザーとして、顧問契約を締結しておりました。また、同氏が取締役副社長を務めるAES JAPON(株)と当社レストランで提供し、通信販売でも取り扱っている輸入ワインの仕入での取引関係があります。現在、同顧問契約終了から相当期間が経過していること、また、輸入ワインの取引につきましても直近事業年度における当該取引金額は僅少（当社の連結売上高の2%未満、かつ同社の売上高の2%未満）であり、当社経営からの独立性が確保されているものと判断しております。
 - (3) 当社は、高橋康徳氏が代表取締役社長を務める(株)カウテレビジョンとピエトロ本社ビルのテナント企業として、不動産賃貸借契約を締結しており、さらに、当社ホームページにおける広報動画の制作を委託しておりますが、直近事業年度における当該取引金額は僅少（当社の連結売上高の2%未満、かつ同社の売上高の2%未満）であり、当社経営からの独立性が確保されているものと判断しております。
 - (4) 上記（1）から（3）を除くその他の各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 高田聖大、鎌田祐子および高橋康徳の3氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は非業務執行取締役である高田聖大、鎌田祐子および高橋康徳の3氏の間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める金額としております。なお、3氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 4. 鎌田祐子および高橋康徳の両氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

【各取締役の主たる経験分野・専門性】

候補者氏名	企業経営	営業 マーケティング	メニュー 商品開発	製造 品質保証	財務 会計	人財開発	法務 リスク管理	グローバル	ESG サステナ ビリティ
西川 啓子	●		●			●			●
高橋 泰行	●	●	●	●	●	●		●	●
宮川 慎一	●	●	●	●		●	●	●	●
相蘭 好伸	●	●				●			●
田島 潤	●					●	●		●
高田 聖大	●				●	●	●		●
鎌田 祐子	●	●	●					●	
高橋 康徳	●	●				●			●

第3号議案 監査役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現任監査役3名全員の任期が満了となるため、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

もりやま
森山ゆうじ
勇二

(生年月日 1953年7月14日生)

新任



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2001年2月	(株)サダマツ入社	管理本部 経理財務部長
2005年11月	同社	取締役 管理本部長兼財務部長
2008年1月	日創プロニティ(株)入社	管理部 財務部長
2009年2月	当社入社	経理部長
2017年4月	当社	執行役員経理・IR部長
2019年6月	当社	取締役経理・IR部長
2022年3月	当社	取締役経理部長 兼 経営企画室担当（現任）

当社株式所有数 2,361株

監査役候補者とした理由

森山勇二氏は、長年にわたり経理および財務の業務に携わり、豊富な知識と経験があります。また、経営企画室を担当するなど、当社経営全般にわたり深く精通しており、これらの経験は、監査役として当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことができるものと判断いたしましたので、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

2

に た ん だ
二反田 友次

(生年月日 1960年5月22日生)

新任

社外

独立



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1985年10月 等松・青木監査法人（現、有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 入所
1989年2月 公認会計士3次試験合格
1993年8月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 退職
1993年9月 二反田公認会計士事務所開設 所長（現任）
二反田友次税理士事務所開設 所長（現任）
2005年6月 日本和装ホールディングス㈱ 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

二反田公認会計士事務所 所長
二反田友次税理士事務所 所長
日本和装ホールディングス㈱ 社外監査役

当社株式所有数 一株

社外監査役候補者とした理由

二反田友次氏は、公認会計士として、財務および会計に関する高度な専門的知見を有しており、直接会社の経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしましたので、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

3

ごとう まゆみ
後藤 真弓

(生年月日 1966年5月25日生)

新任

社外

独立



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年4月 フリーアナウンサーとして活動
2008年9月 光陽商事㈱ 取締役（現任）
2017年2月 個人事務所PEACE VOICEの代表に就く（現任）

重要な兼職の状況

PEACE VOICE（個人事務所）代表
光陽商事㈱ 取締役

当社株式所有数 100株

社外監査役候補者とした理由

後藤真弓氏は、放送局での司会やレポーターなどアナウンス業務に携わる傍ら、後進者の養成や接遇指導のエキスパートとして、教育機関や企業経営のサポートを行うなど豊富な知見を有しております。また、現役の会社経営者としての立場のみならず、ダイバーシティはもとより、消費者の視点も踏まえたうえで当社経営に対する監督や適切な助言をいただけるものと判断いたしましたので、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 二反田友次および後藤真弓の両氏は、社外監査役候補者であり、当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 後藤真弓氏は、婚姻により松浪姓となりましたが、旧姓の後藤でフリーアナウンサーとして活動しています。
3. 当社は監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める金額としております。なお、森山勇二、二反田友次および後藤真弓の3氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。
4. 二反田友次および後藤真弓の両氏は、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、当社定款の定めに基づき、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなりますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により本選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

いわもと しげまさ
岩本 滋昌

(生年月日 1953年2月11日生)

再任

社外

独立



略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1978年4月 (株)青木建設入社
 1983年3月 同社 退職
 1983年4月 岩本工業(株)入社
 1997年3月 同社 代表取締役社長（現任）
 2007年6月 当社 社外監査役
 2015年6月 当社 社外監査役退任
 2019年4月 当社 社外監査役逝去に伴い、補欠の社外監査役として就任
 2019年6月 当社 社外監査役辞任

重要な兼職の状況

岩本工業(株) 代表取締役社長

当社株式所有数 一株

補欠の社外監査役候補者とした理由

岩本滋昌氏は、長年にわたり会社経営に携わった経験から、客観的な視点で当社の経営に対する監督や適切な助言をいただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岩本滋昌氏は、補欠の社外監査役候補者であり、当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める金額としております。なお、岩本滋昌氏が監査役に就任した場合は、当該契約を締結する予定であります。
3. 岩本滋昌氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認され、かつ監査役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2022年4月1日から2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限は順次緩和され、景気に緩やかな回復の兆しが見られたものの、ウクライナ情勢の長期化等による原材料や資源価格の高騰、為替の変動による物価上昇等により、先行き不透明な状況が続いております。

食品業界では、原材料費の高騰等に伴う様々な商品の値上げ拡大による影響が大きく、節約志向が強まりました。一方、外食業界では、行動制限も緩和され回復傾向ではありますが、原材料やエネルギー価格の上昇、ライフスタイルの変化等により、経営環境は厳しいものとなっております。

このような状況のもと、当社グループは、ファンベース経営のさらなる強化、魅力のある商品開発、価値訴求に重点をおいた販売体制の構築を行い、当社の強みを伸ばし、さらなるブランド価値向上に努めてまいりました。

商品事業では、商品価格ではなく商品価値を訴求する営業施策を引き続き行うとともに、2022年4月と2023年1月に行った価格改定の浸透に注力してまいりました。しかしながら、特に価格改定直後を中心とした売上の落ち込みの影響と生活防衛による需要の減退等により、商品事業では減収となりました。一方、店舗事業では、お客様に喜んでいただけるメニュー施策やディナータイム強化施策を行い、行動制限の緩和も進んだことなどにより、店舗事業の売上は好調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は91億8百万円（前期比6.7%増）と増収となりました。

利益面では、店舗事業の損失額が大幅に縮小したものの、商品事業の売上高の減少および原材料費の高騰が影響し、営業損失は75百万円（前期は3億53百万円の利益）、経常損失は81百万円（前期は3億69百万円の利益）、また、特別損失として、工場資産および店舗資産の減損損失3億14百万円を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損益は3億99百万円の損失（前期は1億65百万円の利益）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの変更を行っており、従来「食品事業」「レストラン事業」としていた報告セグメントの名称を「商品事業」「店舗事業」に変更しております。また、従来「食品事業」に含めていた「直販事業」は、変更後のセグメント区分において「店舗事業」に含めております。この変更は、中期的な事業戦略に基づき、2023年3月に実施した組織改正に伴うものであります。前期比較・分析については、変更後のセグメント区分に基づいております。

商品事業

ドレッシングカテゴリー

収益基盤のドレッシングカテゴリーでは、ブランド価値向上に重きをおいた営業施策を行う一方で、原材料価格の高騰に対応するため、2022年4月と2023年1月に価格改定を行い、新しい価格の定着・浸透を図ってまいりました。また、発売から42年の主力商品「ピエトロドレッシング和風しょうゆ」が、2023年5月前半にも累計出荷本数3億本達成に到達見込みとなったことから記念キャンペーンを開始し、これまでの感謝を込め、お客様の願いを叶える「ありがとうチャレンジ」企画や様々な感謝イベントを実施いたしました。さらに商品戦略として、健康志向の商品ラインナップの強化を図るため、通常のドレッシングよりカロリーや油分をカットした「ピエトロドレッシンググリーン和風しょうゆ」をリニューアルするとともに、季節限定の「ピエトロドレッシング黄金しょうが」（秋冬限定）、「ピエトロドレッシングうめ」（春夏限定）を新たに販売したほか、一部店舗および通信販売限定での販売が好評だったプレミアムドレッシング「ピエトロドレッシングプレミアムフレンチ」を全国展開するなど、ドレッシングカテゴリーの活性化を図りました。しかしながら、価格改定の影響と市況の悪化も重なり、前期の販売額を下回りました。

パスタカテゴリー

第2の柱であるパスタカテゴリーでは、第52回ジャパンフードセレクション（パスタソース部門）においてグランプリを受賞した、おうちパスタシリーズ「おうちパスタ ペペロンチーノ」と「おうちパスタ バジル」を中心に、インスタグラムを活用したキャンペーンの実施や「おうちパスタ トマトガーリック」をさらにおいしくリニューアルするなど、ブランド強化を行ってまいりました。また、手軽で本格的なレトルトパスタソース「洋麺屋ピエトロ」では“レストランの味をご家庭で”の強みを活かした提案を行い、レストランの人気メニューを商品化した「洋麺屋ピエトロ 絶望スパゲティ」、昨年リニューアルを行った「洋麺屋ピエトロ お肉好きのあなたのためのポロネーゼ」の拡販に注力いたしました。さらに、新しく「洋麺屋ピエトロ 蟹と蟹みそのスパゲティ」「洋麺屋ピエトロ なす辛（リニューアル）」を発売し、ラインナップの充実を図ったことで、レトルトパスタソースの販売は堅調に推移いたしました。しかしながら、価格改定の影響等で「おうちパスタシリーズ」の販売額が伸び悩んだことにより、パスタカテゴリー全体での販売額は前期を下回る結果となりました。

冷凍商品カテゴリー

成長事業である冷凍商品カテゴリーでは、ライフスタイルの変化等でニーズが拡大している冷凍食品市場に向け、シェフ自らが開発に携わり、本格的な美味しさが楽しめるレストラン生まれのプレミアム冷凍商品として、冷凍パスタ、ピザ、ドリア、グラタンの拡販強化を行ってまいりました。また、レストランで人気のメニューを、ご家庭で手軽にお楽しみいただけるようアレンジした冷凍パスタ「洋麺屋ピエトロ 博多明太子カルボナーラ」を発売するなど、新商品の開発にも取り組みました。質販店、量販店ともに好調に定番配荷が進んだ結果、前期の販売額を大きく上回りました。

その他カテゴリー

新カテゴリーのフライドオニオン「PATFUTTE（パットフッテ）」シリーズは、店頭化推進とレストランのテーブルに常備して自由にお試しいただける“テーブルマーケティング”の取り組みを行ったことで、レストラン店頭物販人気No.1の商品となりました。さらに通信販売では、通常のギフト販売のほか、オンラインストアやアプリ、その他モール系のEC販売の強化を行うとともに、冷凍商品の定期便の開始やライブコマースを利用した、お客様との双方向性の商品紹介による顧客獲得など、新しい取り組みも行いました。このほか、株式会社タニタとのコラボ商品として、毎日の生活に健康習慣をプラスする「ピエトロ×TANITA pietro daily plus」シリーズのドレッシング、スープ、フライドオニオン各2品、合計6品を発売しました。

以上のような様々な施策を行ってまいりましたが、主力ドレッシングの価格改定の影響や生活防衛による需要の減退等により、商品事業全体では減収となりました。

利益面では、生産性の向上や製造コストの削減に努めたものの、売上の減少と、想定を超える食用油等の主原料価格の高騰の影響が大きく、減益となりました。

以上の結果、セグメント売上高は58億74百万円（前期比6.1%減）、セグメント利益は15億33百万円（前期比24.2%減）となりました。

店舗事業

レストラン店舗

レストラン店舗では、高付加価値かつ、お客様に楽しんでいただける新メニューを投入するなど、ランチタイムだけでなく、ディナータイムの強化も行ってまいりました。顧客満足度向上のための施策として、より質の高いサービスを追求するためのスタッフ研修のさらなる強化やモチベーションアップのための働く環境改善等を行ったことで、顧客単価、来客数ともに上昇いたしました。さらに、テイクアウトメニューの拡充やデリバリー、レストランでのテーブルマーケティングによる店頭での物販強化にも取り組んでまいりました。また、エリアマーケティング機能の強化として、未出店エリアへの新規出店を積極的に行ってまいりました。これらの結果、レストラン店舗の売上は前期を大きく上回りました。

直販店舗

PIETRO A DAYブランド等の直販店舗では、コロナ禍で中断していたスープの試食を再開するなど、PIETRO A DAY商品のさらなる販売強化に取り組んでまいりました。また、お客様に商品を直接手にとっていただける機会を増やすため、新規出店のほか、期間限定のPOP UP店舗の出店も継続的に行ってまいりました。季節やイベントに応じたギフトボックスの導入を強化したことで、「プチギフト」「パーソナルギフト」の需要が増加し、順調に販売数量を伸ばしました。

店舗の新規出店・リニューアルオープンにつきましては、次のとおりです。

出店・リニューアル時期	店舗名
2022年4月	ピエトロ 鹿児島センテラス店
2022年4月※リニューアル	PIETRO MIOMIO 天神地下街店
2022年4月	ピエトロ イオンモール浦和美園店
2022年4月	ピエトロ THE OUTLETS KITAKYUSHU店
2022年4月	PIETRO A DAY 浦和パルコ店

利益面におきましては、レストラン店舗の売上が好調だったことに加え、原材料費の高騰への対策として、ブランドメニューの内容や価格の見直しを行ったことで、原価率の改善が進んだことや、人員配置の効率化等により、直営レストランの月次業績では黒字化を達成いたしました。直販店舗の損失や店舗閉店に伴う店舗閉鎖損失の計上、海外子会社の損失等により、店舗事業セグメント全体では黒字転換には至りませんでした。

以上の結果、セグメント売上高は30億76百万円（前期比45.0%増）、セグメント損失は1億19百万円（前期は3億46百万円の損失）となりました。

その他（本社ビル等の賃貸）事業

その他（本社ビル等の賃貸）事業におきましては、セグメント売上高は1億56百万円（前期比2.4%減）、セグメント利益は66百万円（前期比14.2%減）となりました。

<セグメント別売上高の状況>

セグメント	第37期 2022年3月期		第38期 (当連結会計年度) 2023年3月期		
	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	前期比
商品事業	6,258,591	73.3%	5,874,728	64.5%	93.9%
店舗事業	2,121,422	24.8%	3,076,943	33.8%	145.0%
その他事業	160,462	1.9%	156,597	1.7%	97.6%
合計	8,540,475	100.0%	9,108,269	100.0%	106.6%

(2) 設備投資および資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資総額は3億57百万円であります。

当連結会計年度に完成した主要設備

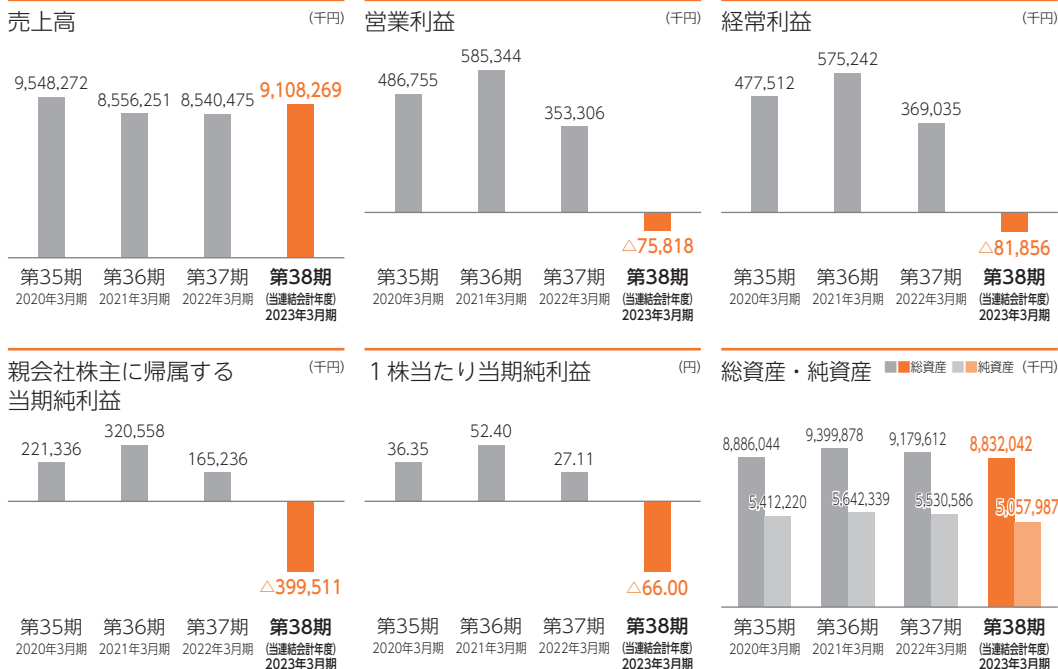
設備の内容	所在地	事業区分	完成時期
店舗の出店	九州地区および関東地区	店舗事業	2022年4月
厨房設備の更新	九州地区	店舗事業	2023年3月
生産設備の更新	福岡県古賀市	商品事業	2023年3月

② 資金調達の状況

当社は、流動性リスクを補完するため、金融機関5行と極度額10億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

また、その他の増資、社債等による資金調達は行っておりません。

(3) 財産および損益の状況の推移



区 分	第35期 2020年3月期	第36期 2021年3月期	第37期 2022年3月期	第38期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (千円)	9,548,272	8,556,251	8,540,475	9,108,269
営業利益または営業損失 (△) (千円)	486,755	585,344	353,306	△75,818
経常利益または経常損失 (△) (千円)	477,512	575,242	369,035	△81,856
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	221,336	320,558	165,236	△399,511
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)	36.35	52.40	27.11	△66.00
総資産 (千円)	8,886,044	9,399,878	9,179,612	8,832,042
純資産 (千円)	5,412,220	5,642,339	5,530,586	5,057,987

(注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり当期純損失は期中平均株式数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第37期連結会計年度の期首から適用しており、第36期連結会計年度の売上高については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。
3. 第36期につきましては、レストラン事業では、新型コロナウイルスの影響による時短営業や外出自粛の影響により厳しい結果となりましたが、巣ごもり需要の高まりが追い風となった食品事業が牽引し、第35期と比べ増益となりました。
4. 第37期につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるレストラン事業の売上が回復に向かう一方で、食品事業での巣ごもり特需による売上反動減の影響が大きく、また、将来を見据えた人財投資や出店経費の増加および食用油等の主原料の高騰による仕入れコストの上昇があったことなどにより、第36期と比べ減益となりました。
5. 第38期の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ANGELO PIETRO, INC.	400千米ドル	100.0%	店舗事業
PIETRO NORTH AMERICA, INC.	2,000千米ドル	100.0%	商品事業

③ 重要な業務提携の状況

会社名	業務提携の内容
日清オイリオグループ(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドレッシング事業における高付加価値商品の共同開発および相乗的なブランド価値向上 ・技術交流による商品開発力および技術開発力の強化 ・協働による販売活動およびマーケティング活動の強化 ・両社の優位性を活かした製造コストおよび物流コストの低減

(5) 対処すべき課題

当社グループ経営基本方針

- ・「おいしさ」と「健康」を追い続けます
- ・感謝してお客様を大切にします
- ・新しい食文化を提案します
- ・会社の発展と社員の豊かな暮らしを実現します

この経営基本方針のもと、創業以来、内食・中食・外食すべての食のシーンにおいて、お客様に満足していただけるよう、新商品や店舗サービスの開発に積極的に取り組んでおります。今後も商品事業および店舗事業を併せ持つ強みを活かし、「おいしさ」と「健康」にこだわり続けるとともに、日本はもとより海外でも愛される味を追求して豊かな食文化創りに貢献してまいります。これを成果につなげていくことが当社グループの課題であると認識しております。

当社グループは、中長期的な企業価値向上、持続的な成長に向け、目標とする経営指標として、営業利益、当期利益に重きをおき、小さくても歩みを止めない「年輪経営」で、着実にゆるやかな成長を図るとともに、継続的に増益を達成してまいります。

また、価値ある企業として存続し続けるため、お客様、お取引先様、社員、社会の「未来へ」しあわせ、つながる」企業を目指してまいります。

創業当初より大事にしてきた「ファンを大切にする」という理念のもと、当社の強みを伸ばし、ブランド価値を高めていくため、ファンベース経営のさらなる強化、魅力のある商品開発、価値訴求に重点をおいた販売体制の構築を行い、商品事業では、ドレッシングカテゴリーを収益基盤とし、成長ドライバーであるパスタカテゴリー、冷凍商品カテゴリー、スープカテゴリーのマーケティング、拡販強化を行ってまいります。店舗事業では、顧客満足度のさらなる向上と黒字定着に向けた収益構造改革を継続してまいります。さらに、魅力をダイレクトに伝えられる体験型ブランドマーケティング戦略として、レストランや直販店で直接商品を手にとっていただく「レストラン・直販店マーケティング」、お料理教室やさまざまな地域でのイベントを通して商品のおいしさを知っていただく「イベントマーケティング」、発信機能強化として未出店地域を中心に年3～5店の出店を行う「エリアマーケティング」を強化してまいります。

当社を取り巻く経営環境は、人口の減少や少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様性、食材価格の高騰、新たな感染症の拡大や、地球環境問題等、さまざまな変化が急速に進んでおり、これらの変化にスピーディーかつ臨機応変に対応することが求められます。

このような経営環境の中、当社グループは、以下のことに取り組んでまいります。

①売上・利益の継続的成長とブランド価値のさらなる向上

中長期的な企業価値向上のため、商品事業、店舗事業のシナジー効果を最大に活かすことで、成長力と収益力の強化を図り、売上と利益の継続的な成長を目指してまいります。また、原材料価格の高騰等の環境変化や顧客のニーズに対応した付加価値のある魅力的な商品とメニューの開発を行うことにより、ブランド価値のさらなる向上を図ってまいります。

②環境負荷低減への取り組み

気候変動をはじめとした環境問題を重大な課題と認識し、環境負荷の低減に向け、2025年を目標に自社製品の容器を100%環境配慮型に切り替え、次いで2030年を目標に更に効果の高い環境配慮型容器への転換を行うことにより、脱炭素、脱プラの取り組みを推進してまいります。また、自社施設（本社ビル、工場、郊外型店舗）での使用電力について、2025年を目標に太陽光発電を含めた100%再生可能エネルギーへの転換を目指してまいります。

③人的資本への投資と働く環境づくり

当社において企業価値を継続的に高めるためには、お客様や社会と同じように「働く仲間のしあわせ」が必要と考えており、社員一人ひとりが成長を実感して、イキイキと働くことができる環境づくりを重点課題としております。

「会社の総合力は社員の力の総和」「会社の成長力は社員の成長の総和」と考え、一人ひとりが長く活躍できるよう、さまざまな研修や制度の導入を行うとともに、性別、国籍、採用態様にとらわれない、人財の育成や登用を続けてまいります。

以上、創業の経営理念を継承しつつ、「しあわせ、つながる」というビジョンを掲げ、当社グループを挙げて、業績ならびに企業価値の向上に邁進していく所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業部門	事業内容
商品事業	ドレッシング、ソース等の製造販売
店舗事業	パスタ料理をメインとしたレストランおよび直販店 (PIETRO A DAY) の経営
その他事業	本社ビル等の賃貸

(7) 主要な事業所、工場および店舗 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社オフィス	福岡市中央区
東京オフィス	東京都千代田区
東京支店	東京都千代田区 (東京オフィス内)
九州支店	福岡市中央区 (本社オフィス内)
大阪支店	大阪市淀川区
中部支店	名古屋市東区
中四国営業所	福岡市中央区 (本社オフィス内)
札幌営業所	東京都千代田区 (東京オフィス内)
古賀第一工場	福岡県古賀市
古賀第二工場	福岡県古賀市
古賀第三工場	福岡県古賀市
レストラン直営店	22店舗 (九州17店舗、中部1店舗、関東4店舗)
レストランFC店	12店舗 (九州7店舗、中国3店舗、四国1店舗、関西1店舗)
直販店 (PIETRO A DAY)	6店舗 (九州1店舗、関西1店舗、中部1店舗、関東3店舗)

② 海外子会社

名称	所在地
ANGELO PIETRO, INC.	米国ハワイ州 ホノルル市
PIETRO NORTH AMERICA, INC.	米国フロリダ州マウント・ドラ

(注) ANGELO PIETRO, INC.は、当社とレストラン運営に関するライセンス契約を締結しており、レストラン直営店1店舗を運営しております。

(8) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比増減
商品事業	147名	4名減
店舗事業	85名	10名増
その他（本社ビル等の賃貸）事業	—	—
全社（共通）	61名	11名増
合計	293名	17名増

(注) 1. 上記のほか、パート・アルバイトが348名（1日7.5時間換算）おります。
2. 当連結会計年度よりセグメント変更を行っており、前期末比増減は、変更後のセグメント区分に基づいております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名	19名増	36歳 9ヶ月	8年 8ヶ月

(注) 上記のほか、パート・アルバイトが344名（1日7.5時間換算）おります。

(9) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
(株)西日本シティ銀行	633,345千円
(株)福岡銀行	336,644千円
(株)三菱UFJ銀行	236,678千円
(株)三井住友銀行	200,000千円
(株)みずほ銀行	100,000千円
(株)佐賀銀行	100,000千円

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,257,230株
- (3) 株主数 16,174名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
(株)M・LYNX	1,475千株	24.33%
日清オイリオグループ(株)	1,060千株	17.49%
西川 啓子	228千株	3.76%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	155千株	2.56%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	150千株	2.48%
SMB C日興証券(株)	119千株	1.97%
ピエトロ従業員持株会	93千株	1.54%
ピエトロ取引先持株会	93千株	1.53%
(株)西日本シティ銀行	63千株	1.03%
JPモルガン証券(株)	56千株	0.92%

- (注) 1. 当社は、自己株式を196,658株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	20,270株	5名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告28頁「3. (2)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西川 啓子	
代表取締役社長	高橋 泰行	ANGELO PIETRO, INC. 代表取締役社長 PIETRO NORTH AMERICA, INC. Chairman
代表取締役専務取締役	宮川 慎一	
取締役	相 薊 好 伸	
取締役	森 山 勇 二	経理部長 兼 経営企画室担当 PIETRO NORTH AMERICA, INC. CFO
取締役	高 田 聖 大	(株)西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員 (株)西日本シティ銀行 代表取締役副頭取
取締役	鎌 田 祐 子	AES JAPON(株) 取締役副社長 (株)NICOLAS CHATEAUX 代表取締役社長
取締役	高 橋 康 徳	(株)カウテレビジョン 代表取締役社長
常勤監査役	柴 田 良 智	公認会計士 (柴田公認会計士事務所所長)
監査役	吉 戒 孝	(株)福岡銀行 顧問 大英産業(株) 社外取締役
監査役	金 成 茂 雄	

- (注) 1. 取締役高田聖大、鎌田祐子および高橋康徳の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役柴田良智、吉戒孝の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鎌田祐子および高橋康徳、監査役柴田良智の3氏を一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、(株)東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役柴田良智氏は、公認会計士の資格が有り、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや報酬検討委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期の企業価値向上に資する報酬体系とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬、前年度の業績に応じて決定する業績連動賞与、および中長期の企業価値向上のインセンティブとして譲渡制限付株式の3本立てとし、社外取締役の報酬は、社外の立場から客観的な意見や指摘を期待することから、その立場に鑑み、報酬は業績に連動しない固定報酬である基本報酬のみとする。

ロ 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬として支給する。個々の基本報酬額は、役位・業績等を考慮した上で、功績により個人評価を決定し、役員報酬規程に定める役位ごとの月額報酬テーブルに基づき代表取締役3名で協議し作成した報酬案を、取締役会の諮問を受けた報酬検討委員会にて検討のうえ取締役会に答申し、取締役会での審議を経て決定する。

基本報酬の報酬限度額は、1997年6月29日開催の第12期定時株主総会決議により年額3億円以内（社外取締役を含む。）とする。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名でした。

ハ 業績連動報酬等に関する方針

業績連動賞与（法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与）とし、前年度の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を指標に、業績向上に対する貢献意欲を高めることを目的に、支給要件を満たした場合は毎年7月に支給する。

個々の業績連動賞与額は、2019年6月25日開催の定時株主総会決議による以下の算定方法に基づき、報酬検討委員会にて検討のうえ取締役会に答申し、取締役会での審議を経て決定する。

(算定方法)

a. 算定指標

当該連結会計年度における連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、当該連結会計年度における連結営業利益が前連結会計年度における連結営業利益を上回った時に支給要件を満たした事とする。

b. 支給総額

業績連動賞与の限度額は、2019年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により年額40百万円の範囲内とする。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、社外取締役5名を除く6名でした。

c. 算定式

各取締役の業績連動賞与の算定式は、当該連結会計年度における連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、各取締役の役位に応じて、次のとおりとする。

$$\text{業績連動賞与} = \text{支給総額} \div \text{役職位別ポイント合計} \times \text{個人ポイント}$$

(支給総額の計算)

- 連結営業利益が予算達成し、親会社株主に帰属する当期純利益は予算未達時
基礎額 + 連結営業利益予算超過額 × 10%
- 連結営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益が共に予算達成時
基礎額 + 連結営業利益予算超過額 × 10% + 親会社株主に帰属する当期純利益予算超過額 × 10%
- 連結営業利益が前期を上回り、予算未達時
基礎額 - 基礎額 × (連結営業利益予算未達額 ÷ 連結営業利益前期比増加額)

(役職位別ポイント)

代表取締役会長	代表取締役社長	代表取締役専務	(役付)取締役	取締役
3.0	3.0	3.0	2.0	1.0

(当該指標の採用理由)

業績連動賞与における評価指標は、当社グループの主要な経営指標である「連結営業利益」を基準とし、持続的な成長に対する意識を高める目的で「前期比増加額」を、公表計画に対する成果・貢献を評価する目的で「予算超過額」を使用する。

(当該指標の実績)

第37期（2022年3月期）における各業績指標の実績は次のとおりです。

連結営業利益 353,306千円（第36期の実績 585,344千円）

親会社株主に帰属する当期純利益 165,236千円（第36期の実績 320,558千円）

二 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、株主と価値共有を進めることおよび企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを明確にすることを目的に、譲渡制限付株式とする。譲渡制限期間は割当を受けた日より3年間から20年間までの間で取締役会が予め定める期間とする。譲渡制限付株式付与のための報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）として役位等の基準により割り当てられる株式数をもとに毎年8月に支給する。

個々の譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権額は、報酬検討委員会が各取締役ごとに役職に応じた基準額相当（月額報酬の1～3倍程度）の割当数を検討のうえ取締役会に答申後、取締役会での審議を経て決定する。

譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、2019年6月25日開催の第34期定時株主総会決議により年額60百万円以内とし、当該金銭報酬債権の払込みにより発行または処分される普通株式の総数は、年35,000株以内とする。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、社外取締役5名を除く6名でした。

ホ 報酬等の割合に関する方針

報酬等の構成割合は、役員によって異なるが、およそ基本報酬72%~78%、業績連動賞与0%~10%、長期インセンティブとしての譲渡制限付株式付与の当初付与価値18%~22%を目安として構成する。

② 監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

イ 基本方針

当社の監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとする。

ロ 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬として支給する。個々の基本報酬額は、監査役会の協議により決定し、基本報酬の報酬限度額は、1997年6月29日開催の第12期定時株主総会の決議により、30百万円以内とする。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名でした。

③ 当該事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	168,101	130,836	—	37,265	5
社外取締役	10,800	10,800	—	—	3
計	178,901	141,636	—	37,265	8
監査役 (社外監査役を除く)	2,400	2,400	—	—	1
社外監査役	7,800	7,800	—	—	2
計	10,200	10,200	—	—	3

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給と相当額 (9,000千円) を支払っております。
 2. 上表の譲渡制限付株式報酬の総額は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。
 3. 当該事業年度における業績連動賞与につきましては、上記の「業績連動報酬等に関する方針」に基づく支給要件を満たしていないため、その支払いはありませんでした。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- イ 社外取締役高田聖大氏は、(株)西日本フィナンシャルホールディングスの取締役執行役員および同グループ会社である(株)西日本シティ銀行の代表取締役副頭取を兼務しております。同行は当社の大株主であり、当社の主要な借入先としての取引関係があります。
 - ロ 社外取締役鎌田祐子氏は、AES JAPON(株)の取締役副社長と(株)NICOLAS CHATEAUXの代表取締役社長を兼務しております。当社は、AES JAPON(株)と当社レストランでの提供および通信販売で取り扱っている輸入ワインの仕入れでの取引関係があります。直近事業年度における当該取引金額は僅少（当社の連結売上高の2%未満、かつ同社の売上高の2%未満）であり、当社経営からの独立性は確保されているものと判断しております。また、(株)NICOLAS CHATEAUXとの間には、特別な関係はありません。
 - ハ 社外取締役高橋康徳氏は、(株)カウテレビジョンの代表取締役社長を兼務しております。当社は同社とピエトロ本社ビルのテナント企業として不動産賃貸借契約を締結しており、さらに当社は同社に対して当社ホームページにおける広報動画の制作を委託しております。直近事業年度における当該取引金額は僅少（当社の連結売上高の2%未満、かつ同社の売上高の2%未満）であり、当社経営からの独立性は確保されているものと判断しております。
 - ニ 社外監査役柴田良智氏は、公認会計士（柴田公認会計士事務所所長）を兼務しております。当社と当該会計士事務所の間には、特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 社外監査役の吉戒孝氏は、大英産業(株)の社外取締役を兼務しております。当社と当該会社との間には、特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	高田 聖大	取締役会12回すべてに出席し、長年にわたり銀行経営に携わられた豊富な知識や経験から、当社経営全般に関する監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性や適正性を確保するための役割を果たしております。また、報酬検討委員会のメンバーとして客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしています。
社外取締役	鎌田 祐子	取締役会12回すべてに出席し、食品の輸入販売および洋食レストランの経営者として、食に関するグローバルな知見から当社営業部門に対する監督や助言をいただくなど、意思決定の妥当性や適正性を確保するための役割を果たしております。
社外取締役	高橋 康徳	取締役会12回のうち11回に出席し、これまで多くの経済界を代表する企業経営者の取材を通じて得た幅広い知見や多角的視点から、当社事業に関する監督や助言を行うなど、意思決定の妥当性や適正性を確保するための役割を果たしております。また、報酬検討委員会のメンバーとして客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしています。
社外監査役	柴田 良智	取締役会12回すべてに出席し、公認会計士としての専門知識や経験に基づいた発言を行い、監査機能を十分に発揮しました。また、監査役会16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。
社外監査役	吉 戒 孝	取締役会12回すべてに出席し、銀行経営に携わられた豊富な知識や経験に基づく発言を行い、監査機能を十分に発揮しました。また、監査役会16回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行いました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役ならびに監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める金額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で責任限定契約は締結しておりません。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制およびその他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役は、法令に定められた「取締役の忠実義務」「取締役の善管注意義務」に則って職務を執行する。
 - ロ 取締役会は、会社の健全化、効率化および公正化に資するため、内部統制運用規程を定め、内部統制委員会を設けて、法令遵守のための体制を含む内部統制制度の整備および運用について決定するとともに、取締役および各部門の責任者（以下「取締役等」という。）から定期的に状況の報告を受け、必要があれば、内部統制制度の改善および見直し等を図る。
 - ハ 社外取締役を選任することにより、取締役等の職務執行の監督機能の維持・向上を図る。
 - ニ 監査役は、取締役等の職務の執行について、法令等の遵守状況を監査し、疑義のある行為等については、取締役等から直接情報の提供を受け、必要ときは改善を勧告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ 取締役会、経営会議、その他の重要な会議の意思決定に係る情報（文書・議事録等）および重要な決裁に係る情報（稟議書等）は、取締役会規程、稟議規程等の各種規程に従い作成し、さらに文書管理規程に基づき適切に保存および管理する。
 - ロ 保存および管理されている文書等は、取締役ならびに監査役がいつでも閲覧できるようにする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 法令遵守、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、内規・ガイドライン等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を実施し、内部監査室はこれらの適切性・有効性を確認する。また、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスク管理委員会を中心に全部署が連携して行うものとする。
 - ロ 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めて対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会は、経営方針に沿った経営計画を策定し、これに基づき取締役等は職務を執行し、その遂行状況等については、定期的に取締役会に報告する。

- 業務の適正な運営と効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
 - ハ 取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、取締役会の下に経営会議等を設置し、経営の意思決定の迅速化を図り、諸施策の遂行に努める。
- ⑤ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社は、「ピエトロ行動規範」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員に法令遵守の教育を徹底し、健全な企業風土の醸成に努める。
 - 内部監査室は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要ときは改善を勧告する。
 - ハ 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるため、「内部者通報ホットライン制度」を設け、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、グループ会社管理規程を定め、同規程に基づき当社グループの管理を実施し、重要な事象が生じた場合には、子会社の取締役等から当社に直ちに報告させ、また子会社に対して当社の内部監査室が直接監査し、当社の代表取締役に直接報告できる体制とする。なお、内部監査室は、同様の報告を監査役および監査役会にも行い、情報の共有化を図り当社グループ全体の業務監視を行う。
 - 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループのリスク回避を図るため、グループ会社管理規程に定める子会社への業務管理に努め、必要とされる課題および対策については、迅速に子会社の取締役等と協議する。
 - ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の取締役等と定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、当社グループの経営目標および予算達成に努める。
 - 二 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社が制定する「ピエトロ行動規範」を当社グループの行動規範とし、子会社の取締役および従業員に遵法意識の徹底と健全な企業風土の醸成に努める。
 - (ii) 当社グループ内におけるコンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるため、当社が制定する「内部者通報ホットライン制度」を当社グループの共通の通報手段とし、事態の迅速な把握と是正に努める。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制
監査役または監査役会が必要と認めた場合は、取締役と協議のうえ、その職務を補助するために必要な従業員を配置する。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役および監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務に限り取締役の指揮命令を受けない。また、取締役は当該従業員の処遇ならびに異動等について、監査役および監査役会の意向を尊重する。
- ⑨ 監査役職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役および監査役会の職務を補助する従業員の職務は、監査役の指示に従うものとし、当社は当社グループ内に周知徹底する。
- ⑩ 当社グループの取締役および従業員が監査役に報告するための体制
- イ 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制
- (i) 当社の取締役および従業員が、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生等の情報を得た場合は、直ちに監査役または監査役会に報告する。
- (ii) 監査役および監査役会は、必要に応じて、いつでも当社の取締役および従業員に報告を求めることができる。
- ロ 子会社の取締役、監査役および従業員等が監査役に報告するための体制
- (i) 子会社の取締役、監査役および従業員等が、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生等の情報を得た場合は、直ちに監査役または監査役会に報告する。
- (ii) 監査役および監査役会は、必要に応じて、いつでも子会社の取締役、監査役および従業員等に報告を求めることができる。
- ⑪ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査役は、取締役会その他重要な会議および委員会へ出席できるものとし、また当社および当社グループの取締役等は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。
- ロ 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役会を必要に応じて招集し、会計監査人ならびに内部監査室とも緊密に連携を図り、意見および情報の交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制については、以下の内容をはじめ、上記の決定内容に沿った運用を行っております。

① 取締役の職務の適正について

毎月1回の月例開催をはじめ12回の取締役会を開催し、当社経営に関する重要な意思決定を行い、取締役の職務の執行状況について監督を行いました。

② 監査役の職務の適正について

取締役会をはじめ、重要な会議および委員会に出席し、取締役の職務の執行状況について監査を実施しました。また、監査役会16回実施のほか、内部監査室や会計監査人との意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保しました。

③ 内部統制について

内部統制委員会が中心となり、内部統制システム全般についての整備と運用状況の確認のほか、内部監査室による業務監査および内部統制評価を行い、改善を行いました。

④ リスク管理に関する取り組み

リスク管理委員会が中心となり、各種マニュアルの整備のほか、各部門において内在するリスクの把握と分析を行い、発生防止の対策ならびに発生時における損害の極小化を図るための教育・訓練を随時行いました。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,140,117	流動負債	3,012,703
現金及び預金	1,313,810	買掛金	530,489
預け金	45,864	短期借入金	1,350,000
売掛金	1,323,877	1年内返済予定の長期借入金	113,333
商品及び製品	166,059	リース債務	43,207
仕掛品	12,638	未払金	506,451
原材料及び貯蔵品	140,360	未払法人税等	20,530
その他	137,525	契約負債	48,337
貸倒引当金	△19	賞与引当金	70,456
		その他	329,898
固定資産	5,691,925	固定負債	761,351
有形固定資産	4,887,612	長期借入金	143,334
建物及び構築物	2,228,029	リース債務	80,462
機械装置及び運搬具	398,803	長期未払金	156,925
工具、器具及び備品	143,866	退職給付に係る負債	163,457
土地	1,979,201	その他	217,171
リース資産	49,007	負債合計	3,774,055
建設仮勘定	88,704		
無形固定資産	88,321	純資産の部	
投資その他の資産	715,991	株主資本	5,022,798
投資有価証券	16,963	資本金	1,042,389
繰延税金資産	132,133	資本剰余金	1,078,422
敷金及び保証金	413,190	利益剰余金	3,238,885
保険積立金	82,188	自己株式	△336,898
その他	90,908	その他の包括利益累計額	35,188
貸倒引当金	△19,392	その他有価証券評価差額金	814
		為替換算調整勘定	34,373
資産合計	8,832,042	純資産合計	5,057,987
		負債・純資産合計	8,832,042

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,108,269
売上原価		4,469,159
売上総利益		4,639,110
販売費及び一般管理費		4,714,928
営業損失 (△)		△75,818
営業外収益		
受取利息及び配当金	974	
助成金収入	1,626	
その他	3,346	5,947
営業外費用		
支払利息	6,979	
シンジケートローン手数料	2,505	
為替差損	1,524	
その他	975	11,985
経常損失 (△)		△81,856
特別利益		
固定資産売却益	3,798	
保険解約返戻金	7,413	
受取保険金	10,440	21,653
特別損失		
固定資産除却損	765	
固定資産売却損	14,868	
固定資産圧縮損	7,178	
減損損失	314,127	336,939
税金等調整前当期純損失 (△)		△397,142
法人税、住民税及び事業税	43,731	
過年度法人税等戻入額	△20,625	
法人税等調整額	△20,738	2,368
当期純損失 (△)		△399,511
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△399,511

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,042,389	1,076,152	3,783,364	△371,554	5,530,352
当期変動額					
剰余金の配当			△144,968		△144,968
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△399,511		△399,511
自己株式の取得				△67	△67
自己株式の処分		2,270		34,722	36,992
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2,270	△544,479	34,655	△507,553
当期末残高	1,042,389	1,078,422	3,238,885	△336,898	5,022,798

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△947	1,181	234	5,530,586
当期変動額				
剰余金の配当				△144,968
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△399,511
自己株式の取得				△67
自己株式の処分				36,992
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,761	33,192	34,954	34,954
当期変動額合計	1,761	33,192	34,954	△472,599
当期末残高	814	34,373	35,188	5,057,987

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,917,326	流動負債	2,988,544
現金及び預金	1,085,919	買掛金	519,485
預け金	45,864	短期借入金	1,350,000
売掛金	1,305,972	1年内返済予定の長期借入金	113,333
商品及び製品	149,816	リース債務	43,207
仕掛品	12,638	未払金	501,086
原材料及び貯蔵品	139,426	未払費用	189,390
前払費用	80,812	未払法人税等	20,459
その他	96,889	未払消費税等	102,263
貸倒引当金	△14	契約負債	48,337
		前受金	3,563
固定資産	5,947,996	預り金	13,157
有形固定資産	4,844,508	前受収益	13,803
建物	2,159,276	賞与引当金	70,456
構築物	39,746	固定負債	761,351
機械及び装置	397,879	長期借入金	143,334
車両運搬具	683	リース債務	80,462
工具、器具及び備品	142,149	退職給付引当金	163,457
土地	1,967,061	長期未払金	156,925
リース資産	49,007	その他	217,171
建設仮勘定	88,704	負債合計	3,749,895
無形固定資産	88,297	純資産の部	
ソフトウェア	45,692	株主資本	5,114,613
リース資産	38,190	資本金	1,042,389
その他	4,414	資本剰余金	1,088,699
投資その他の資産	1,015,190	資本準備金	1,084,912
投資有価証券	16,963	その他資本剰余金	3,786
関係会社株式	302,985	利益剰余金	3,320,423
繰延税金資産	139,004	利益準備金	8,150
敷金及び保証金	408,669	その他利益剰余金	3,312,273
保険積立金	82,188	別途積立金	1,734,000
その他	113,449	繰越利益剰余金	1,578,273
貸倒引当金	△48,070	自己株式	△336,898
資産合計	8,865,322	評価・換算差額等	814
		その他有価証券評価差額金	814
		純資産合計	5,115,427
		負債・純資産合計	8,865,322

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,906,416
売上原価		4,360,419
売上総利益		4,545,996
販売費及び一般管理費		4,541,793
営業利益		4,202
営業外収益		
受取利息及び配当金	538	
助成金収入	1,626	
その他	3,159	5,325
営業外費用		
支払利息	6,979	
シンジケートローン手数料	2,505	
為替差損	1,524	
その他	957	11,967
経常損失 (△)		△2,439
特別利益		
固定資産売却益	3,798	
保険解約返戻金	7,413	
受取保険金	10,440	21,653
特別損失		
固定資産除却損	765	
固定資産売却損	14,868	
固定資産圧縮損	7,178	
減損損失	314,127	336,939
税引前当期純損失 (△)		△317,726
法人税、住民税及び事業税	43,660	
過年度法人税等戻入額	△20,625	
法人税等調整額	△20,738	2,297
当期純損失 (△)		△320,023

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,042,389	1,084,912	1,516	1,086,428	8,150	1,734,000	2,043,264	3,785,414
当期変動額								
剰余金の配当							△144,968	△144,968
当期純損失 (△)							△320,023	△320,023
自己株式の取得								
自己株式の処分			2,270	2,270				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	2,270	2,270	-	-	△464,991	△464,991
当期末残高	1,042,389	1,084,912	3,786	1,088,699	8,150	1,734,000	1,578,273	3,320,423

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△371,554	5,542,679	△947	△947	5,541,732
当期変動額					
剰余金の配当		△144,968			△144,968
当期純損失 (△)		△320,023			△320,023
自己株式の取得	△67	△67			△67
自己株式の処分	34,722	36,992			36,992
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			1,761	1,761	1,761
当期変動額合計	34,655	△428,065	1,761	1,761	△426,304
当期末残高	△336,898	5,114,613	814	814	5,115,427

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社ピエトロ
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所指定有限責任社員 公認会計士 荒牧秀樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 池田哲也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピエトロの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピエトロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社ピエトロ
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒牧秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピエトロの2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社ピエトロ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	柴田良智 ㊟
監査役（社外監査役）	吉戒孝 ㊟
監査役	金成茂雄 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



ホテルオークラ福岡 4階 平安の間

福岡市博多区下川端町3番2号 TEL (092) 262-1111

交通手段

JR博多駅から

地下鉄 所要時間 約4分

博多駅 中洲川端駅

タクシー 所要時間 約10分

福岡空港から

地下鉄 所要時間 約10分

福岡空港駅 中洲川端駅

タクシー 所要時間 約20分

西鉄福岡（天神）駅から

地下鉄 所要時間 約2分

天神駅 中洲川端駅

徒歩 約15分

